

安 全 報 告 書

【令和6年度】



一般社団法人近江鉄道線管理機構
(第三種鉄道事業者)

1 御利用の皆様及び沿線地域の皆様へ

近江鉄道線に対しまして、日頃の御利用と御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

一般社団法人近江鉄道線管理機構（以下「機構」という。）は、令和6年4月1日から近江鉄道線が公有民営方式による上下分離へ移行したことから、第三種鉄道事業者として施設及び車両の保守管理部分の鉄道事業を担うこととなりました。

鉄道施設の保守管理等につきましては、第二種鉄道事業者である近江鉄道㈱と協力・連携を行いながら輸送の安全に努めているところです。

鉄道事業において「安全の確保」は、何よりも優先されることを認識し、今後も近江鉄道㈱と協力・連携を行いながら、輸送の安全に関する法令規程を遵守し、安全対策を進めてまいります。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、近江鉄道線の輸送の安全確保のための取組や安全の実態についてまとめたもので、広く皆様へ御理解いただくために作成したものです。

ぜひ御一読いただき、さらなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人近江鉄道線管理機構

代表理事 南 川 喜代和

2 安全方針

鉄道事業において「安全の確保」は、何よりも優先されることを認識し、次の安全に係る行動規範を機構の「安全方針」として定めています。

（安全に係る行動規範）

- （1）一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- （2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- （4）職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と認められる取扱いをします。
- （5）事故又はそのおそれのある事態若しくは災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- （6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。
- （8）第二種鉄道事業者である近江鉄道株式会社との連携を密にします。

3 安全重点施策

輸送の安全確保のため、年間重点目標及び行動計画を掲げ取り組みます。

(年間重点目標)

責任事故「ゼロ」を達成する。

(行動計画)

(1) 「安全最優先」意識の向上

自然災害、テロ、感染症等への備えができる対応マニュアルを令和7年度中に完成させるため、第二種鉄道事業者及び沿線自治体と協議を行います。

(2) 設備・施設の安全に対する意識の改革

第二種鉄道事業者から報告される鉄道設備・施設の不具合に起因する輸送障害及びインシデントについて、原因を分析し、必要に応じて設備投資及び修繕工事計画の変更を行います。

(3) コミュニケーションの強化

ア 第二種鉄道事業者と安全推進会議を開催するとともに、安全輸送に係る重要事項について沿線自治体へ報告を行います。

イ 重大な事故等の情報を第二種鉄道事業者から受けた場合は、運行継続の可否、死傷者の有無、考え得る原因などについて、沿線自治体に詳細な情報を展開します。

4 令和6年度 事故・輸送障害

(1) 事故・輸送障害の発生件数

令和6年度の事故・輸送障害の発生件数は計 23 件でした。(近畿運輸局報告案件)

区分	内容	令和6年度 (上下分離後)	令和5年度 (近江鉄道)
鉄道運転事故	踏切障害事故	4 件	0 件
輸送障害	鉄道係員	0 件	1 件
	車両	0 件	2 件
	施設関係	7 件	5 件
	鉄道外	6 件	8 件
	水害	0 件	1 件
	風害	1 件	1 件
	雪害	5 件	1 件
	震害	0 件	1 件
	その他	0 件	1 件
合 計		23 件	21 件

5 安全確保のための取組

(1) 保守・修繕及び設備投資

日常の保守・修繕の他、設備投資を実施し、安全で安定した輸送の確保に努めました。



(2) 関係機関等との連携

第三種鉄道事業者である当機構と第二種鉄道事業者の近江鉄道(株)で、安全推進会議を毎月1回以上開催しており、その中で報告される事故や鉄道設備・施設の不具合が起因する輸送障害及びインシデントについて情報共有するとともに、原因を分析し、必要に応じて設備投資及び修繕工事計画の変更を行いました。また、その内容を沿線自治体及び機構理事会に報告しました。

(3) 安全教育

鉄道事業者の安全管理体制の内部監査に必要とする知識及び監査方法を習得するべく、関西鉄道協会が開催する運輸安全マネジメント研修内部監査員コースを2名、管理者コースを1名が受講しました。

また、近畿運輸局が開催する鉄軌道保安推進会議・運転管理者会議に2名が出席し、近況の事故発生事案、傾向また災害情報や獣害対策などについて情報提供を受けました。

6 安全管理体制

代表理事をトップとする安全の確保に関する体制を別図のとおり構築し、各責任者の責務を明確にしました。

安全統括管理者及び施設管理者は輸送の安全の確保に関し、鉄道施設計画情報及びその他必要情報について関係機関との連絡を緊密にした上打ち合わせを行うことにより業務を適切に遂行しました。

- ・代表理事 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- ・安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- ・施設管理者 安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。

7 内部監査

国土交通省が示す運輸安全マネジメントに基づき、安全管理体制の構築・改善における取組の適合性及び安全管理体制の有効性の確認を行い、安全管理体制上の問題点を見出すことを目的に、内部監査員が代表理事、安全統括管理者及び事務局に監査を実施しました。

(監査項目)

- ① 安全方針の周知・実施状況の確認
- ② 安全重点施策の実施状況の確認
- ③ 教育訓練・研修計画などの確認
- ④ 法令等の遵守状況
- ⑤ 情報伝達・コミュニケーションの確保
- ⑥ 規程・帳票類の整備の確認
- ⑦ 過去の事故に対する対策の実施状況

(監査実施日)

令和7年2月26日

8 安全報告書への御意見について

本報告書の内容や当機構の取組について、皆様からの御意見をいただき、安全に役立ててまいります。

[連絡先] 一般社団法人近江鉄道線管理機構

TEL 0749-49-2311

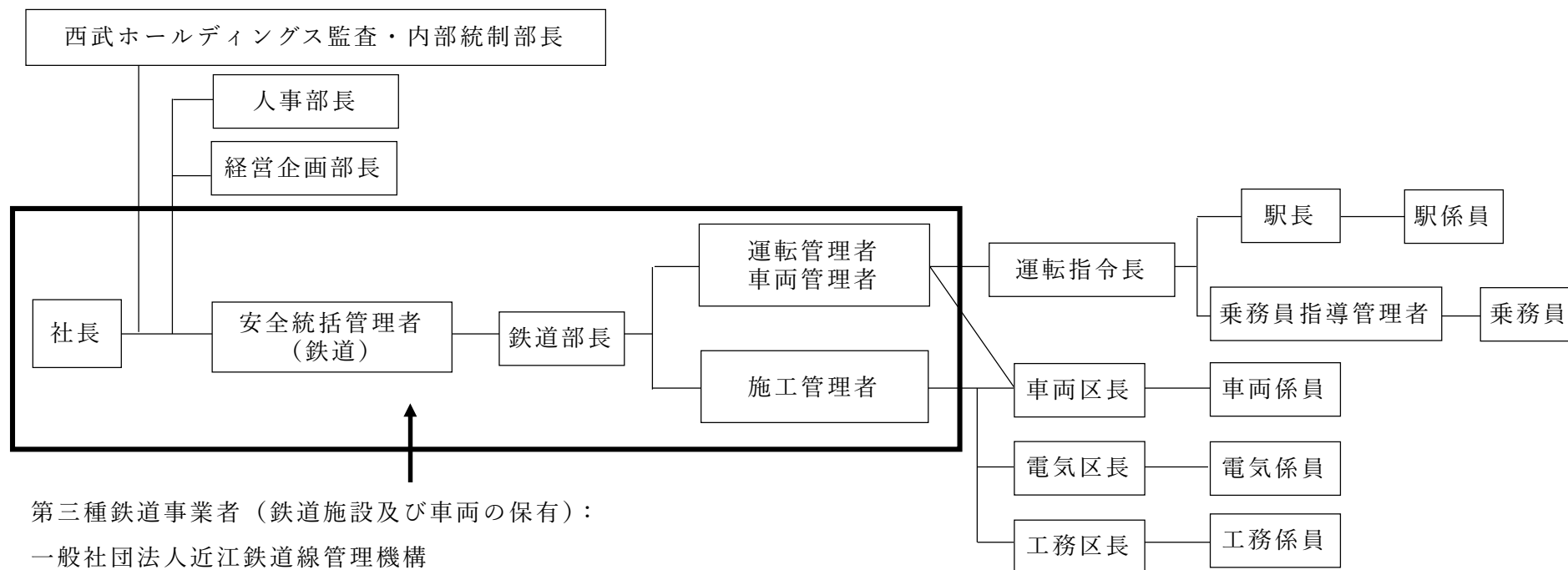
FAX 0749-49-2271

E-mail info@kin-kanki.or.jp

受付時間 月～金 8:30～17:15（祝日を除く）

別図

第二種鉄道事業者（運行並びに鉄道施設及び車両の維持管理受託）：近江鉄道株式会社



第三種鉄道事業者（鉄道施設及び車両の保有）：

一般社団法人近江鉄道線管理機構

